

# 平成 26 年 3 月高等学校卒業者の 就職問題に関する申し合わせ

新規高等学校卒業者の就職問題について協議した結果、学校教育の充実と就職希望者の適切な職業選択を確保するとともに求人秩序の確立を図り、併せて適切な推薦・選考が行われるよう、文部科学・厚生労働両省の通達の主旨にそって、下記事項の厳守及び関係者に周知徹底を図ることを申し合わせる。

## 記

### 1 求人申込み及び受理について

- (1) 求人申込書の受付は、求人事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）において、平成 25 年 6 月 20 日以降開始すること。
- (2) 安定所の確認した高卒用求人票の求人者への交付は、平成 25 年 7 月 1 日から開始すること。
- (3) 学校における求人申込みの受理は、平成 25 年 7 月 1 日以降開始すること。  
また、安定所で受理した求人の学校への掲示は、平成 25 年 7 月 1 日以降に行い、他安定所への連絡についても、平成 25 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

### 2 学校訪問について

求人者が求人活動のために行う学校訪問は、原則として、安定所が受理、確認した求人票を持参し行うこととするが、学校からの事前了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

### 3 職場見学について

職場見学は、学校教育の正常化と求人者の理解のもと、就職希望生徒の職業や職場への理解を深め、適切な職業選択を促すため積極的に実施すること。

また、職場見学に際しては、早期採用選考につながらないようにすること。

なお、職場見学を実施する際は、学校教育への影響の少ない夏休み期間の利用が望ましい。

### 4 推薦及び選考開始の時期について

- (1) 高等学校は、安定所の確認印が押印されていない求人票により求人申し込みがあった場合は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出を待って行うこと。
- (2) 高卒就職情報WEB提供サービスから検索した事業所への応募については、応募可能の確認をとり、生徒の推薦を行うこととして差しつかえない。
- (3) 推薦開始の期日については、推薦文書の到達が平成 25 年 9 月 5 日以降となるようにし、学校教育の正常化及び生徒の適切な職業選択の確保のため、選考開始日については、平成 25 年 9 月 16 日以降を厳守すること。

- (4) 求人に対する応募・推薦は、平成25年9月30日までは一人について1社に限定するが、平成25年10月1日以後選考日の事業所には、3社以内の応募・推薦を可能とすること。

## 5 家庭訪問について

求人活動のため、求人者または求人者の委託を受けた者の家庭訪問は、これを全面禁止すること。

また、採用内定後においても家庭訪問は行わないこと。

## 6 利益供与について

求人者または求人者の委託を受けた者が、生徒・保護者・その他の関係者に対し、金品または利便の供与を行うことにより、求人活動を行うことがないようにすること。

## 7 文書募集について

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、平成25年7月1日以降とすること。なお、文書募集を行う場合は次の条件によること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の受付番号を掲載すること。
- (3) 応募の受付は、学校または安定所を通じて行うこと。

## 8 統一応募書類の使用について

採用選考に当たっての応募書類は、就職上の差別を排除し、本人の適性と能力に応じた職業紹介を行うため、文部科学・厚生労働両省及び全国高等学校長協会の協議のもとに定められた統一応募書類を使用することとし、高等学校は上記以外の書類による生徒の推薦は行わないこと。

## 9 採用選考について

採用選考に当たっては、応募者本人の有する適性と能力を引き出し、これを効果的に発揮させるという観点にたち適正に行うこと。併せて次のことに留意すること。

- (1) 出身地、家族の職業、経済的条件、家庭環境等を採否決定の判断資料としないこと。
- (2) 面接に当たっては、思想・信条にかかわる事項、または身体的要件にかかわる事項は質問しないこと。
- (3) 障がい者等就職に関し弱い立場にある者に対しても、広く就職の機会が得られるよう配慮すること。

## 10 選考方法及び採否結果の通知について

選考月日・選考方法・選考場所及び採否決定期日については、高卒用求人票に明示するとともに、次によること。

- (1) 選考試験日・場所等について学校及び応募者に文書で通知すること。

(2) 選考後は、速やかに（遅くとも2週間以内）採否を決定するよう努め、学校及び応募者に必ず文書で通知すること。

### 11 採用内定の取消し及び採用時期の繰下げの防止について

採用内定の取消しや採用時期の繰下げは、採用内定者に重大な影響を与えることとなるため、このような事態を招くことのないよう事業所に協力を要請すること。

また、学校は、生徒が承諾した場合は特別な事情等がない限り辞退しないように努めるよう指導すること。

### 12 採用（内定）生徒の就業開始時期及び研修等について

(1) 卒業式前に企業が実施する実習・研修は、これを行わないこと。

ただし、会社見学・懇談会は学校の承認を得ることとし、授業及び学校行事に支障のある場合は実施しないこと。

(2) 就業開始（実習、研修等を含む）時期は卒業式後とすること。

### 13 雇用機会の均等について

採用計画の策定、求人票の作成及び採用等については、男女雇用機会均等法の趣旨に沿って行うこと。

平成25年4月12日

山形県高校就職問題検討会議

山形県高等学校長会  
山形県私立中学高等学校協会  
山形県高等学校教育研究会  
山形県商工会議所連合会  
山形県商工会連合会  
山形県中小企業団体中央会  
山形県教育委員会  
山形県労働局

事務局

山形労働局職業安定部職業安定課（電話023-626-6109）

〒990-8567 山形市香澄町三丁目2-1 山交ビル 3階